

特定医療費・指定医・指定医療機関の手続き等の変更について

<特定医療費関係>

平成30年4月以降、新潟市に住所がある方の特定医療費（指定難病）の支給は新潟市が行うこととなります。平成30年4月1日以降に、新潟市に住所がある方に係る特定医療費については、新潟市発行の受給者証（クリーム色）に記載の公費負担者番号で請求してください。

【平成30年3月31日まで】

公費負担者番号（新潟県）	54156013 54156021
受給者証の色	びわ色

【平成30年4月1日から】

公費負担者番号（新潟市）	54157011 54158019
受給者証の色	クリーム色

※現在支給認定を受けている方の平成30年4月以降の新しい受給者証については、3月中に新潟市より受給者へ発送されます。

<指定医関係>

- ① 平成30年4月1日以降、主たる勤務先の医療機関が新潟市内にある方が、難病指定医・協力難病指定医に係る申請・届出（新規指定・変更・更新・辞退）をされる場合は、新潟市保健所が窓口となります。新潟市外に主たる勤務先の医療機関がある方については、従来どおり、新潟県福祉保健部健康対策課が窓口となります。（主たる勤務先医療機関の変更は別表参照）

なお、平成30年3月31日までの申請・届出については新潟県福祉保健部健康対策課が窓口となりますのでご注意ください。

申請・届出事由	主たる勤務先医療機関の所在地	窓口
新規指定 変更 更新 辞退	新潟市内	新潟市保健所
	新潟市外	新潟県

※別表：主たる勤務先医療機関の変更

変更前の主たる勤務先医療機関の所在地	変更後の主たる勤務先医療機関の所在地	届出方法
新潟市内	新潟市内	新潟市保健所へ変更届
新潟市内	新潟市外	新潟市保健所へ辞退届 新潟県へ新規申請
新潟市外	新潟市外	新潟県へ変更届
新潟市外	新潟市内	新潟県へ辞退届 新潟市保健所へ新規申請

裏面もご覧ください

② 難病指定医・協力難病指定医の登録番号が変更になります。※

新潟市に主たる勤務先医療機関のある難病指定医・協力難病指定医が、変更届出や更新申請をされる場合は、登録番号の付番が下記のとおりとなります。

	平成30年3月31日までの申請分	平成30年4月1日以降の申請分
専門医資格を有する難病指定医	15S (7ケタ)	58S (7ケタ)
研修を受けた難病指定医	15T (7ケタ)	58T (7ケタ)
協力難病指定医	15C (7ケタ)	58C (7ケタ)

※平成30年3月31日までに新潟県の指定を受けている指定医については、当面、新潟県が指定時に付番した指定医番号（「15」から開始する番号）を引き続き使用してください。

平成30年4月1日以降に、変更届出や更新申請などにより、新潟市が新たな指定通知書を交付する際に、新潟市が付番する番号（「58」から開始する番号）へ変更となります。

<指定医療機関関係>

平成30年3月24日以降、難病指定医療機関の申請・届出（新規指定・変更・更新・辞退）をされる場合で、新潟市内に住所のある医療機関については、新潟市保健所が申請窓口となります。新潟市外に住所のある医療機関については、従来どおり、新潟県福祉保健部健康対策課が窓口となります。

なお、平成30年3月23日までの届出については新潟県福祉保健部健康対策課が窓口となりますのでご注意ください。

◎新潟市保健所へ提出いただく申請・届出様式につきましては、新潟市ホームページに掲載いたします。（平成30年3月中掲載予定）

お問い合わせ先：

新潟県福祉保健部健康対策課 025-280-5202

新潟市保健所保健管理課 025-212-8183